

改正案	現行
<p>（許可の基準及び意見の聴取）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者</p> <p>ハクヲ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3 11（略）</p> <p>（欠格条件）</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>一 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者</p> <p>二 第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者</p> <p>三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの</p>	<p>（許可の基準及び意見の聴取）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に扱われている者</p> <p>ハクヲ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3 11（略）</p> <p>（欠格条件）</p> <p>第三十一条 第十五条第二項第一号イからヌまでのいずれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

四 法人でその役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第二号（第十五条第二項第一号ハからホまで及びリに係る部分に限る。）及び第四号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（株式会社商品取引所の取引参加者）

第八十二条（略）

2 株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号ロから又まで又は第三十一条第一項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで及びリ並びに第三十一条第一項第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（認可基準）

第九十六条の二十（略）

一・二（略）

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者

（新設）

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びリに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（株式会社商品取引所の取引参加者）

第八十二条（略）

2 株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びリに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（認可基準）

第九十六条の二十（略）

一・二（略）

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者であるとき。

（新設）

として主務省令で定める者

ロ 第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 (略)

(登録の拒否)

第二百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第三十一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者

二 六 (略)

(許可の基準)

第三百三十三条 (略)

一 五 (略)

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第三十一条第一項各号のいずれかに該当する者であるとき。

(新設)

(新設)

(新設)

二 (略)

(登録の拒否)

第二百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者

二 六 (略)

(許可の基準)

第三百三十三条 (略)

一 五 (略)

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者であるとき。

二 (略)

3 (略)

(承継)

第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(許可の取消し等)

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十五条第二項第一号ロから又まで(同号ニについては、第九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又は第三

二 (略)

3 (略)

(承継)

第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第二項第一号イから又までに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(許可の取消し等)

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十五条第二項第一号イから又まで(同号ニについては、第九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれ

<p>十一條第一項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>三丁五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第三百四十三條（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 許可申請者が第三十一條第一項各号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>かに該当することとなつたとき。</p> <p>三丁五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第三百四十三條（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 許可申請者が第十五條第二項第一号イからフまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>
---	--